

トソーグループ人権方針

人権方針

当社グループは、快適な住生活環境への提案を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。その実現のためには、当社グループ社員のみならず、事業活動に関わる全てのステークホルダーの皆様に対して、そこに住まう“人”の権利を尊重し、信頼関係を築くことが不可欠であると認識しております。

トソーグループ人権方針はこの考えに基づいて制定したものであり、コンプライアンスの遵守、企業倫理の徹底を前提条件とし、人権を尊重する姿勢を明確に示すことで、持続的発展に向けた取り組みを推進してまいります。

1. 基本的な考え方

当社グループは、「国際人権章典※1」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO 宣言※2」等の、人権に関する国際規範を支持・尊重します。また、事業活動を行うそれぞれの国・地域における法令と規則を遵守し、当該法令および規則が国際規範と矛盾する場合には、国際的に認められた人権を最大限に尊重する方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループの人権尊重に対する考え方と責任について示したものであり、企業倫理綱領を中心とした人権尊重への取り組み等を取りまとめた「トソーグループ社員の行動基準とリスク管理」の上位に位置付けられ、当社グループのすべての役員および社員に適用されます。

また、当社グループの製品・サービスに関わるすべてのビジネスパートナーの皆様に対しても、本方針への支持を期待し、ともに人権尊重に努めてまいります。

3. ガバナンス体制

本方針については取締役会にて承認を受けており、「サステナビリティに関する取り組み」として定期的な報告を行うことで、本方針の遵守およびその取り組みの監督を行います。

4. 人権デューデリジェンス※3

当社グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則※4」に基づき、人権デューデリジェンスを自らの事業活動に必要な不可欠なプロセスとして組み込み、直接的または間接的に及ぼす可能性のある人権への負の影響を特定し、防止と軽減の取り組みを継続的に遂行していきます。

5. 救済・是正

当社グループは、事業活動において人権に負の影響を引き起こした、もしくは負の影響を助長していることが明らかになった場合は、適切な手段により救済・是正に努めます。

6. 教育・研修

当社グループは、本方針に基づく人権尊重への取り組みについて、事業活動において効果的に実行されるよう、適切な教育・研修を行ってまいります。

7. ステークホルダーとの対話や協議

当社グループは、事業活動が人権に及ぼす影響について、専門家の意見も踏まえながら、関連するステークホルダーとの対話・協議に努めます。

8. 情報開示

当社グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、ウェブサイト等で適切な開示を行います。

2024年4月1日

トソー株式会社 代表取締役社長

前川圭二

- ※1. 「国際人権章典」は「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」という3つの文書の総称です。
- ※2. 「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」には、「結社の自由及び団体交渉権」、「強制労働の禁止」、「児童労働の実効的な廃止」、「雇用及び職業における差別の排除」が謳われています。
- ※3. 「人権デューデリジェンス」とは、自社が社会に与える人権への負の影響を予防的に把握し、回避、緩和するために実施される継続的なプロセスをいいます。
- ※4. 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」は、国連人権理事会によって承認され、企業活動に関係する人権面での負の影響に関し、国家及び企業に期待される行動について定めた国際的な指針となっています。